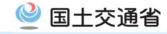
国土交通省における 建築物バリアフリー化の取組み





特定建築物(今第4条) 多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」 「共同住宅」 「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1: 増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築^{※1}又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準[令第10条~第24条] 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準 (例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保・車椅子使用者用のトイレがひとつはあるなど

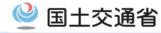
- ※<u>条例</u>により、必要な事項の付加 可。
- ※500㎡未満の建築物について 規模に応じた基準の設定可。

建築物移動等円滑化誘導基準「省令」【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために<mark>誘導すべき</mark>建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定(法第17条)



トイレ

車椅子使用者用便房の数

義務基準:建物に1つ以上

誘導基準:トイレを設ける階 ごとに2%以上 (当該際の無限数が200程の提名)

(当該階の便房数が200超の場合 1%+2以上)

オストメイト対応便房の数

義務基準:建物に1つ以上

• 誘導基準:トイレを設ける階 ごとに2%以上

低リップ小便器等の数

義務基準:建物に1つ以上

誘導基準:トイレを設ける階 ごとに2%以上



駐車場

車椅子使用者用駐車施設の数

義務基準:1つ以上

• 誘導基準:2%以上

(全駐車台数が200超の場合 1%+2以上)

車椅子使用者用駐車施設の義務基準

幅350cm以上。

利用居室からの経路ができるだけ短くなる位置に設ける。

<条例で基準を強化している例>

○横浜市

機械式を除いた駐車台数の1%以上の 車椅子使用者用駐車施設 (奥行き600cm以上)を設ける

○京都府

車椅子使用者用駐車施設の数は誘導基準と同様(機械式以外の台数を上限)



劇場等の客席

R4.3.31公布 R4.10.1施行

車椅子使用者用客席の数

誘導基準:

総客席数が

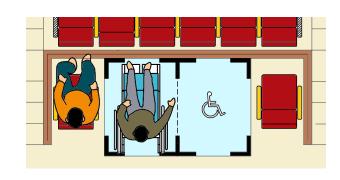
200以下:2%以上

200超2,000以下:1%+2以上

2,000超:0.75%+7以上

車椅子使用者用客席の誘導基準

- 幅90cm × 奥行120cm以上で 区画された、平らな床
- 同伴者用の客席又はスペースを 隣接して設置
- 客席総数200超の場合には、2 か所以上に分散して配置
- 舞台等を容易に視認できる構造 (サイトラインの確保)



バリアフリー法に基づく条例



○バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。

条例制定のメリット

- 義務付け対象規模の引下げや対象用途の追加など、
 地域の実情に応じたきめ細やかな基準を設定することができるようになります。
 (例)小規模な建築物や共同住宅のバリアフリー化を義務付け
- バリアフリー法に基づく条例の規定は、建築基準法の建築基準関係規定となるため、
 民間の指定確認検査機関等の建築確認審査において、基準適合の実効性が担保されます。
- 自主条例等に基づき、地方公共団体との協議対象としている基準について、法に基づく委任条例とすることで、手続きが統合され、事務負担の軽減・効率化にもつながります。

委任条例で審査される基準について、自主条例の手続きを免除している事例

東京都福祉のまちづくり条例(抄) ※バリアフリー法の委任規定を別条例で制定

(届出)

第18条 特定整備主は、第14条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

バリアフリー法に基づく条例の事例



○自主条例からの法委任条例に移行した事例

鳥取県

- 平成8年に、県独自のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積500㎡未満の施設も含めて、建築物等のバリアフリー化の遵守義務を規定
 - 施設用途毎に、バリアフリー化する施設の床面積を規定(病院0㎡以上、飲食店300㎡以上等)
- 平成20年に法に基づく条例として全部改正し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化
 - 特別特定建築物の用途を追加(公立学校、高等学校、大学、各種学校等、共同住宅等、スポーツ練習場他)
 - バリアフリー基準に独自基準を付加(ベビーチェア、音声誘導装置の設置義務化等)
 - 適合義務対象床面積を引下げ

○義務付け対象用途の追加及び規模の引下げを実施している事例

徳島県

全ての学校(1,000㎡以上)を義務付け対象に追加。病院、診療所、保健所等を1,000㎡に引下げ。

○用途に応じた基準を追加している事例

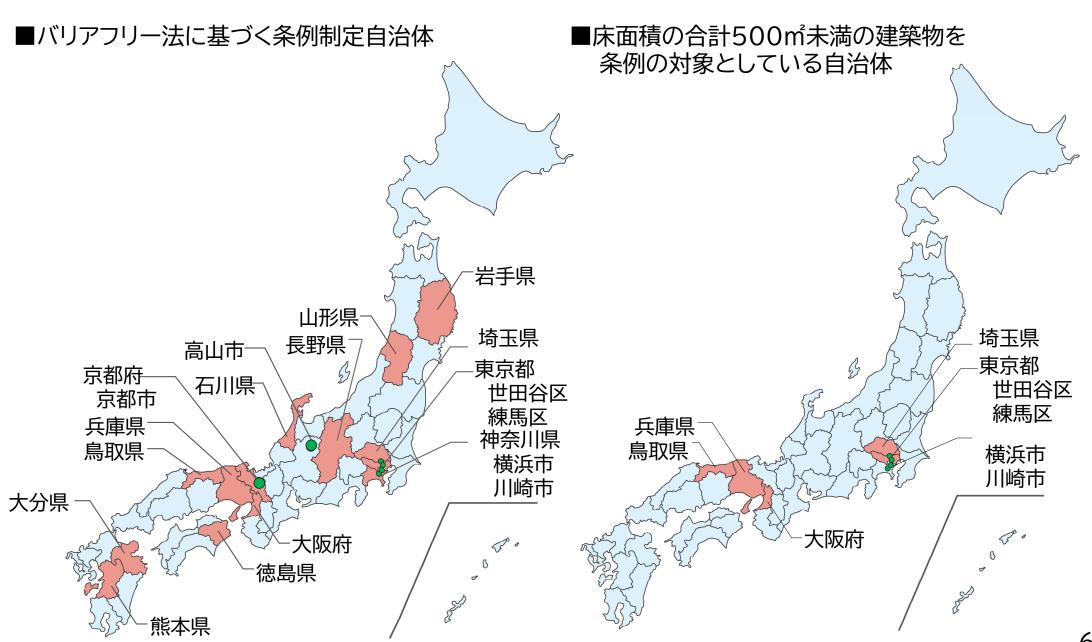
東京都

- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、一般客室のバリアフリー基準を追加
 - 共用部の基準(一般客室までの経路)
 - 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)
- 2,000㎡以上の共同住宅について、道等から住戸までの経路(「特定経路」)のバリアフリー化を義務付け

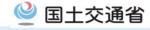
バリアフリー法に基づく条例の制定状況



○令和3年10月時点では、20自治体においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。



建築物のバリアフリーガイドライン(建築設計標準)



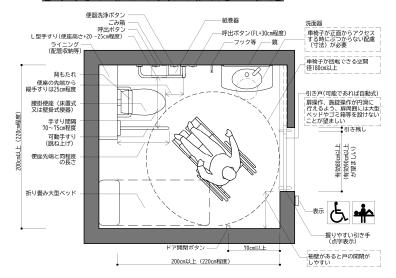
○通路や駐車場、トイレ、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準、 設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法、管理運営上の配慮事項等を ガイドラインとしてまとめています。

○行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階、管理運営時に広く活用されています。



掲載例

【車椅子使用者用便房の例】



【写真】



直径180cm以上の円が内接できる スペースを有する便房(大型ベッド付)

近年の改正概要

平成27年度 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設

- ・車椅子使用者用の客席・観覧席の基準整備
- ・一般・その他客席・観覧席
- ・音声・画像等による情報提供 等

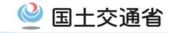
平成30年度 ホテル又は旅館

- ・設置数基準の見直し(「1室以上」から
- 「1%以上」へ)
- ・一般客室のバリアフリー対応水準の見直し 等

令和2年度 小規模店舗・重度の障害、介助者等への配慮

- <小規模店舗>
- ・出入口に段差を設けない、有効幅員80cm以上 等
- <重度の障害、介助者等への配慮>
- ・車椅子使用者用便房の大きさの見直し
- ・車椅子使用者用駐車施設の必要な高さの見直し

小規模店舗等のバリアフリー改修への支援制度[事業名:バリアフリー環境整備促進事業]



民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の創設が必要)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフ リー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率

1/3を国費で支援

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促 進方針、バリアフリー法に基づく条例を 策定した区域

支援概要

- ■バリアフリー法に基づく条例・基本構想 の策定への支援
- ■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- ○不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- ○バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

- ○バリアフリー改修工事に要する費用
 - 段差の解消
 - 出入口、通路の幅の確保
 - 車椅子使用者用トイレの設置
 - オストメイト設備を有するトイレの設置
 - ・ 乳幼児用設備の設置
 - ローカウンターの設置
 - 車椅子使用者用駐車施設の設置
 - 駐車場から店舗までの屋根設置
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - 点字・音声等による案内板の設置
 - トイレ・客室へのフラッシュライトの設置 など
 - ・ 集団補聴設備の設置



トイレのバリアフリー化



視覚障害者誘導用ブロック、 点字による案内板の設置



スロープの設置



集団補聴設備の設置



ローカウンターの設置



トイレへのフラッシュライトの設置

既存建築物バリアフリー改修事業 FAQ



【要望・手続き関係】

- Q 1.地方公共団体単独で実施している既存の補助事業に、この事業を 活用することは可能か。
- A 1.可能です。ただし、バリアフリー基本構想を含む A 4.で挙げた補助対象地域である必要があります。
- Q 2. すでに策定しているバリアフリー基本構想が社会資本総合整備計画に記載されたものとみなされる条件はなにか。
- A 2. 当該事業の補助要綱中の『4.バリアフリー環境整備計画』に掲げる内容の記載あれば、社会資本総合整備計画に記載されているものとみなすことができます。この場合においても、社会資本整備総合交付金に別途位置づけ(総事業費等)を行う必要があります。
- Q3. 複数年度に跨る改修工事の場合、要望をいつ行えばいいのか。
- A 3. 補助対象となる改修工事に着手する前年度に全体計画及び当該年度の事業費の要望を行ってください。それ以降の各年度については、補助対象工事を行う前年度に事業費の要望を行ってください。

【対象地域】

- Q4.バリアフリー基本構想を策定していないが、補助を受けることは可能か。
- A4.当該事業の補助要綱『3.整備区域(1)』を満たす区域あれば補助を 受けることが可能です。

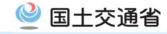
【対象建物】

- Q5. どのような建築物が補助対象となるのか。
- A5. 特定特別建築物(規模要件なし)やバリアフリー条例の規制の対象となる建物(規模要件あり)が対象となります。
- Q 6. 特別特定建築物となる用途とそれ以外の用途の複合建築物の場合、 特別特定建築物以外の用途部分も補助の対象となるのか。
- A 6. 特別特定建築物となる用途部分は補助対象となります。

【対象工事】

- Q 7. 自主条例で事前協議等の対象としている建築物は補助の対象となるか。
- A 7. バリアフリー法の委任条例で整備内容等が規制の対象となっている 特定建築物が対象となります。
- Q8. どのような工事が補助対象となるのか。
- A8. 国土交通省住宅局が公表している『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』(以降、建築設計標準)に記載のある工事が補助対象となります。
- Q9. 建築設計標準に記載されたどの基準を満たせば補助対象になるか。
- A9. 記載されている内容のうち、『~とする』と記載された標準的な整備内容等を最低限満たす必要がありますが、義務基準から誘導基準に適合するための改修工事も補助対象となります。
- Q10. 既存建築物のバリアフリー改修において、建築物全体ではなく部分的な改修は補助対象となるか。
- A10. 改修を行うことによりバリアフリー化が促進されるものであれば、 部分的な改修についても交付対象となります。
- Q11. バリアフリー改修工事に要する費用には設計費・既存撤去費も含まれるのか。
- A11. バリアフリー改修工事にかかる設計費および既存撤去費は補助対象となります。
- Q12. バリアフリー化に資する備品購入は補助対象となるか。
- A12. 補助対象となりません。工事を伴うものが対象となります。

バリアフリー基本構想の建築物特定事業の事例



・基本構想により、建築物のバリアフリー化に面的に取り組んでいる事例(文京区)

